米国株式オプション取引及び外国株式信用取引に係る約款・規程集

１．米国株式オプション取引約款 ----------1
米国株式オプション取引の内容及びお客様と当社の権利義務に関する事項について定めた書面です。

２．米国株式オプション取引口座設定約諾書 ---------- 11
お客様が、当社が別に交付する米国株式オプション取引に係る注意喚起文書及び米国株式オプション取引説明書と、この約諾書の内容を十分把握し、お客様ご自身の判断と責任において米国株式オプション取引を行うことを証するために差し入れていただく書面です。なお、これら全ての交付書面への同意によって、約諾書の差し入れがあったものといたします。

３．外国株式信用取引取扱規程 ---------- 19
外国株式信用取引の内容及びお客様と当社の権利義務に関する事項について定めた書面です。

４．外国株式信用取引口座設定約諾書 ---------- 25
お客様が、当社が別に交付する外国株式信用取引に係る注意喚起文書及び外国株式信用取引説明書と、この約諾書の内容を十分把握し、お客様ご自身の判断と責任において外国株式信用取引を行うことを証するために差し入れていただく書面です。なお、これら全ての交付書面への同意によって、約諾書の差し入れがあったものといたします。

Webull

ウィブル証券株式会社

2026 年 11 月 2 日

１．米国株式オプション取引約款

（約款の趣旨）

第１条　本約款は、お客様がウィブル証券株式会社（以下「当社」といいます。）においてインターネットを利用して行う米国株式オプション取引（個別株オプション取引及び株価指数オプション取引を含みます。以下併せて「本取引」といいます。）の基本的事項に関する取り決めです。

2　本取引は、米国の金融商品取引所に上場されている株式及び米国株価指数の取引（以下「原取引」といいます。）に係る権利を売買する取引です。

3　前項に定める権利とは、原取引において、原資産（具体的にはあらかじめ指定された株式あるいは株価指数をいいます。）を、あらかじめ指定された価格（以下「権利行使価格」といいます。）で、あらかじめ指定された日（以下「満期日」といいます。）までに買い付けあるいは売り付けができる権利（以下「オプション」といいます。）をさします。オプション取引において、オプションを買い付けた側（以下「買方」といいます。）が保有し、オプションを売り付けた側（以下「売方」といいます。）は権利の行使に応じる義務を負います。

4　お客様は、本取引を行うに当たっては、本約款のほか、「証券総合取引約款」、「外国証券取引口座約款」、「米国株式オプション取引説明書」その他の当社がお客様との契約に当たって交付する書面の規定（以下「当社約款等」といいます。）及び「米国株式オプション取引口座設定約諾書」並びに関係法令諸規則（本取引を取り次ぐ米国内の適用法令並びに取引所及び清算機関等の規則を含みます）を遵守するものとします。但し、本約款と「米国株式オプション取引口座設定約諾書」の定めとの間に齟齬があった場合は、本約款の定めが優先して適用されるものとします。

5　本約款に特段の定めのない事項は、「証券総合取引約款」、「外国証券取引口座約款」その他の当社がお客様との契約に当たって交付する書面の規定を準用するものとします。

（口座開設基準）

第１条　お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に、米国株式オプション取引口座（以下「オプション口座」といいます。）の開設の申込みを行うことができます。

(1)　すでに当社に証券総合取引口座及び外国証券取引口座を開設していること。

(2)　年間の収入が一定額以上であるか、一定額以上の金融資産を有していること。

(3)　オプション口座の開設には原則として一定以上のオプション取引若しくは信用取引あるいはデリバティブ取引の経験があること。

(4)　本取引の制度、本取引に関する説明書の内容、当社の本取引のルール、本取引のリスク等を理解し、本約款並びに「米国株式オプション取引口座設定約諾書」等の内容を承諾していること。

(5)　本取引における仕組みやリスクを理解し、すべてのリスクを享受できること。

(6)　個人のお客様は、住所、電話番号、生年月日、職業（勤務先を含む。）等、法人のお客様は、法人名、所在地、電話番号、取引責任者の氏名、取引責任者の住所、連絡先、電話番号等当社の定める事項が正しく登録されていること。また、それらの事項に変更が生じた場合は速やかに当社に届け出ること。インターネットを利用できる環境にあり、パソコンの操作に支障がないこと。

(7)　電話及び電子メール等により、直接連絡が常時取りうること。

(8) 本約款、本取引ルール、本取引に関する説明書等の交付については、郵送交付や手交による書面の交付に代えて、全て電子的に交付されることについてご同意いただけること。

2 当社が上記要件及び当社のオプション口座開設基準に基づきオプション口座開設の可否を審査のうえオプション口座の開設を承諾し、かつ、別に定める外国株式信用取引口座開設基準に基づき外国株式信用取引口座開設の可否を審査のうえ外国株式信用取引口座開設を承諾した場合に限り、お客様は、本取引を行うことができるものとします。なお、審査の結果、これらの口座のいずれか又は両者の開設をお断りする場合、その理由については、お客様に開示しないものとします。

（お客様の責任）

第3条 オプションの購入のために取引を締結する場合、お客様は、法律及び規制ならびに当社約款等を熟読し理解したうえで遵守することに同意するものとします。本条項又は本約款の他の条項の一般性を損なうことなく、お客様は、単独で、又は他者と協力して、関連する取引所、市場、清算機関（クリアリングハウス）、又は規制当局によって課される可能性のある建玉又は権利行使制限を超えてはなりません。

2 お客様は、オプションの権利行使の翌週まで、オプションの権利行使の実際の通知を受け取れない場合があることを理解するものとします。

3 お客様は、価値が残存するオプションの権利行使又は売却のための行動に全責任を負うものとします。ただし、お客様が所定の期間内にオプションの権利行使を当社に通知（当社が随時定める手段及びチャネルを通じて行うものに限る。）しない場合は、この限りではありません。お客様が取引最終日までに反対売買で決済を行わなかった場合、アウト・オブ・ザ・マネーの状態にあるオプションは消滅し、イン・ザ・マネーの状態にあるオプションは、原則として、執行ブローカー又は清算機関（当社の代理として行動する場合があります。）がお客様に代わって権利行使します（以下「権利消滅取引」といいます。）。ただし、執行ブローカー又は清算機関は必ずしもそうする義務はなく、お客様は、オプションの権利行使又は売却に関連して、その時点又はその後発生する可能性のあるいかなる損失についても当社を免責するものとします。

4 前項の権利消滅取引の場合、当該取引はお客様のオプション口座に反映されます。かかる権利消滅取引時に請求される手数料が実現される収益を超える場合、お客様は、清算機関に当該オプション契約の所有権を放棄することに同意し、ここに清算機関は自身のオプション口座のためにオプションを権利行使することができます。お客様は、清算機関が受け取ったすべてのオプションの割り当てに対してランダムな割り当て方法を利用する場合があり、オプション契約の割り当て通知を行使することは、そのシリーズ内のすべての売建玉に割り当てられることを認めます。

5 お客様は、お客様の死亡が発生した場合その他のやむを得ない事情がある場合、関連する清算機関がお客様のアカウントのために承認したオプションによって表される原資産である株の一部又は全部を購入又は売却をする可能性があることを認め、受け入れます。そのような取引に関連して当社又は清算機関が負担したすべての費用は、お客様から当社及び清算機関に払い戻されるものとします。お客様は、取引が複数の市場で取引される場合、執行ブローカー又は清算機関は、お客様が特に別段の指示をしない限り、注文を入力する市場を選択する際にその裁量を行使する可能性があることを理解し、認めます。当社の優先的債権を損なうことなく、当社又は清算機関がお客様の口座に保有するすべての金銭、証券、又はそ

の他の財産は、当社及び清算機関に対するお客様の義務を免除するために、一般的な先取特権に従うものとします。

6　お客様は、お客様のオプション口座に担保資産のないオプションに関連して、当該オプションが決済、権利行使、若しくは失効されるか、又は原資産が当該担保資産のないオプションを取り扱うために当社又は清算機関が設定した担保要件を満たすまで、当該オプションの有効期間中、当該オプションを担保する原資産、当該原資産に発生しうる現金又は証券を売却しないことに同意します。また、お客様は、当社又は清算機関が、それぞれの絶対的な裁量において、お客様から受けた、又は他の証券会社を通じてギブアップ制度による当該原資産の売却注文を、当該売却に先立ってお客様が当社又は清算機関が当該担保資産のないオプションを取り扱うために定めた担保要件を満たしていなければ、拒否できることに同意します。当社はその裁量で、お客様が当該売却代金を当該担保要件に充当することを許可する権利を有します。

7　お客様は、オプション取引に係る高度なリスクを認識しており、お客様の投資目的、財務状況、ニーズ、経験、知識に照らして、オプション口座とそれに伴う取引がお客様に適合していることを示す情報を、当社に提供します。お客様は、お客様の投資目的、財務状況、又はオプション取引の適合性に重大な影響を与える可能性のあるその他の状況の変化について、当社に通知することに同意します。当社は、また適用法令等を遵守するために、かかる情報をお客様に求める場合があります。

8　お客様は、オプションの最初の取引を行う前に、オプション取引について完全に理解している必要があります。お客様が、用語、取引の仕組み、取引条件及びリスクについて理解していない場合又は説明が必要な場合は、取引を行わないでください。

9　お客様は、清算機関に権利行使を割り当てることを理解し、譲渡に際しては、(i)個別株オプションの場合、原資産証券の必要な数の株式を引き渡すか受け入れるか、又は(ii)株価指数オプションの場合、決済価格を現金で支払うか受け取る必要があることを認めます。お客様は、清算機関に最初に割り当てた日から 1 日以上後まで、当社又は清算機関から譲渡の通知を受け取らない可能性があること、及びそのような通知の欠如が、オプションの物理的な受渡しに際し、非担保原資産に特別なリスクをもたらすことを理解していることを認めます。

（商品・取引の種類）

第 4 条　当社においてお客様が行うことのできる本取引の商品の種類は、以下に定めるものとします。

(1)　オプション買い取引
(2)　オプション売り取引
(3)　スプレッド取引
(4)　複合型取引

2　お客様は、各商品の取引につき、決済（転売及び買戻し）の注文を行うことができます。

（取引ルール）

第 5 条　本取引の、原資産、オプションの種類、選択できる権利行使価格の範囲、選択できる満期日の範囲、取引時間、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。

2　本取引の原資産、オプションの種類、選択できる権利行使価格の範囲、選択できる満期日の範囲、取引時間、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取

引手数料等、本取引に係る取引条件を変更又は制限できることにあらかじめ同意することとします。

3　前項の変更又は制限を当社が行う場合は、原則としてその旨をお客様に電磁的な方法により通知するものといたします。ただし、やむを得ない場合は、事前の通知なく取引条件の変更又は制限を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。

4　お客様がオプションを買付けるときは、買付け代金を当社に支払います。買い付け代金はお客様のオプション口座に預託されている資金から差引かれます。

5　お客様がオプションを買い付けるときは、お客様は必ず事前にオプション口座における資金の残高を確認することとし、その額が買付け代金に対して不足している場合は、お客様は注文を執行しないこととします。

6　オプションを買い付けた結果、オプション口座における現金残高がマイナスの状態となった場合は、お客様は、直ちに他の口座から当該不足額以上の金額を移動させるか、当社に送金のうえ、当該不足額を解消させることとします。

7　当社は、当社が指定する銘柄に限り、通常取引時間のほか時間外取引サービスを提供することがあります。

8　前項までの定めにかかわらず、当社は、お客様の信用状況、資金水準、取引経験、流動性状況等を勘案して本取引を制限又は拒否することができるものとします。

（権利行使）

第6条　権利行使は、買方であるお客様がその意思を当社に表明することで行われます。このときに当社が提示する原資産の価格が清算価格となります。

2　買方が権利行使を行うためには、権利行使価格と清算価格を比較して評価益があることが必要です。満期日までにおいてこの条件が満たされている場合、当然に権利行使が行われます。満期日においてこの条件が満たされていない場合、オプションは当然に消失します。

3　個別株オプションについては、権利行使が行われると原資産取引である現物有価証券取引に移行します。ただし、権利行使と同時に現物有価証券を決済するようにお客様が設定している場合を除きます。

4　株価指数オプション取引については満期日にのみ権利行使が行われ、原資産取引である株価指数取引における権利行使価格と清算価格との差金決済で処理されます。

5　満期日までの残存期間が1週間以内になると、転売が制限されるようになり、外国株式相場及び株価指数の状況等によっては注文が受け付けられない場合もあります。

6　非標準オプション（米国株式取引説明書に定める非標準オプションをいいます。以下本条において同じ。）については、満期前の権利行使を行うことができません。

7　当社は、非標準オプションについて、その内容、流動性、受渡資産の構成その他の事情を勘案し、満期時の取扱いを決定するものとします。

8　非標準オプションについては、イン・ザ・マネーの状態であっても、自動的に権利行使されず、反対売買その他当社が適当と認める方法により処理される場合があります。

9　当社は、非標準オプションについて、お客様保護又はリスク管理上必要と判断した場合には、お客様に事前に通知することなく、反対売買その他当社が適当と認める方法により建玉を処理することができるものとします。

（信用決済方式に関する特則）

第６条の２　　前条の定めにかかわらず、お客様が外国株式信用取引口座を保有する場合において、お客様がオプション売り取引、スプレッド型取引、複合型取引等のオプション契約を有し、かつ、権利割当を受けた場合であって、オプション口座における原資産が不足し又は現金残高が不足するときは、当社が別に定める限度で、お客様が当社に別に開設した外国株式信用取引口座を通じて、お客様の委託保証金及び代用有価証券を担保として原資産又は現金の貸付が行われることにより、当該原資産又は現金により決済が行われます。

２　前項による決済が行われる場合の担保提供義務並びに前項による決済が行われた場合の返済義務、利息支払義務、遅延損害金支払義務及び追加保証金差入義務に関する事項、外国株式信用取引に関する信用限度額の設定、取引停止、強制決済、その他外国株式信用取引に関する事項は、外国株式信用取引取扱規程によるものとします。

（建玉の上限）

第７条　お客様が行うことができる本取引の注文の数量又は保持できる建玉の上限数量は、当社が別に定めるものとします。なお、お客様のご経験等に基づき当社の判断でお客様ごとに異なる建玉可能上限を設ける場合があり、お客様はこれに従うことをあらかじめ承諾するものとします。

（取引時間）

第８条　お客様の当社への本取引の委託は、当社が定める取扱時間内に行うものとします。

２　お客様は、当社が取り扱いを行う有価証券が上場されている外国の金融商品取引所又は商品取引所における本取引の立会時間内であっても、当社の取扱時間外となったことにより本取引の委託ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

３　外国の取引所が休場の場合を除き日本時間の月曜日から金曜までの、それぞれ午前８時から翌日の午前７時 00 分まで（但し、夏時間（サマータイム）中は、それぞれ１時間早くなります。）を１営業日とし、１営業日の時間内に成立した取引は、同営業日の翌営業日を約定日といたします。

（買付代金又は証拠金の前受け）

第９条　お客様は、本取引の新規建注文を発注する場合は、かかる注文に先立って、通貨ごとに、当社に買付代金を預託し、又は証拠金を差し入れるものとします。

２　「米国株式オプション取引口座設定定約諾書」の規定に基づき、当社は、オプション口座内で発生する各種の計算を取引通貨ごとに計算するものとします。

３　買付代金の預託又は証拠金の差入は現金によるものとします。

４　前項の定めにかかわらず、お客様は、買付代金又は証拠金に代えて、株式、ETF、投資信託等の有価証券（以下「代用有価証券」といいます。）を提供することができます。

５　前項の代用有価証券の種類、代用有価証券に関する評価方法、掛目等の事項は当社が別に定めて当社ウェブサイトに公表し又はアプリを通じてお客様に通知するものとします。

６　当社は、お客様が提供した代用有価証券を、オプション関連債務又は信用決済義務、強制決済、オプション取引に関する手数料、利息、その他の債務の履行のために処分することができるものとします。

（預託金等の保管）

第 10 条　お客様が当社のオプション口座に預託した金銭（以下「預託金」といいます。）及び証拠金（以下、これらを総称して「預託金等」といいます。）は、それぞれ当社の資産と分別して保管します。

（預託金等の預託と引出し）

第 11 条　お客様と当社の間において発生する金銭の授受は、お客様があらかじめ指定されたお客様の銀行口座及び当社が指定した当社の銀行口座を通じた振込送金により行うものとします。

2　預託金等の引出し可能額は、あらかじめ当社が定める額以内とします。

3　預託金等の引出しの指示は、あらかじめ当社の定める時間内に当社の定める方法により行うものとします。

（諸通知・報告の方法）

第 12 条　「米国株式オプション取引口座設定約諾書」の規定にかかわらず、当社からお客様に対する諸々の通知や報告は、原則として当社アプリ内のお客様情報の画面を通じて、又は電子メールで行うものとします。

（決済等に伴う現金不足額）

第 13 条　本取引の決済等に伴う現金支払予定額が、お客様の預託金の額を上回った場合は、お客様はその差額（以下「現金不足額」といいます。）以上の金銭を差し入れるものとします。

2　前項に定める現金不足額の差し入れは、当社が別途定める所定の時刻までに当該金銭の差し入れが確認できない場合は、当社の独自の裁量により、お客様の計算で建玉の決済を行なうものとします。

（決済条件の変更）

第 14 条　お客様は、天災地変、経済事情の激変等その他やむを得ない事由に基づいて当社が決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

（取引手数料等）

第 15 条　お客様は、本取引の約定が成立したときは、当社が定める取引手数料その他諸経費を支払うものとします。

（取引リスク）

第 16 条　お客様は、本取引に以下のリスクがあることを理解します。

(1)　有価証券取引のリスク

a. 価格変動

有価証券の価格は、時には急速かつ大幅に変動します。有価証券の価格は上下する可能性があり、また価値がなくなる可能性もあります。有価証券の売買の結果として得られる利益ではなく、損失が発生する可能性が高くなります。

b. 取引の停止又は制限

市場の状況（非流動性など）又は特定の市場及び取引所のビジネスルール（取引及び上場ルールを含む）の運用（価格制限又は取引停止による証券の取引の停止など）は、取引又は建玉の清算／相殺を困難又は不可能にすることにより、損失のリスクを高める可能性があります。

c. 手数料その他の料金

すべての手数料その他の料金について明確な説明を得て、これらの料金が純利益（存在する場合）に影響を与えたり、損失を増加させたりする可能性があることを理解する必要があります。お客様は、これらの料金に対して責任を負うことに同意するものとします（これらの料金は随時修正又は変更される場合があります）。

d. その他の法域における取引

国内市場はもちろん、他の法域の市場での取引は、追加のリスクにさらされる可能性があります。このような市場は、異なる、又は減少した投資家保護を提供する可能性のある規則の対象となる可能性があります。このような取引を開始する前に、特定の取引に関連するルールを知っておく必要があります。当社の現地規制当局は、お客様の取引が行われた他の法域の規制当局又は市場の規則の施行を強制できない場合があります。

e. 為替リスク

外国市場又は外貨建て証券（現地又はその他の法域で取引される）での取引による損益の可能性は、外国為替レートの変動の影響を受けます。

f. 取引機能及び電子取引

当社の取引機能は、取引の注文ルーティング、実行、マッチング、登録、又は清算のためのコンピューターベースのコンポーネントシステムによってサポートされています。すべての機能やコンピュータシステムと同様に、ハードウェアやソフトウェアの障害など、システムに関連するリスクにさらされます。システム障害の結果、注文が指示に従って実行されないか、まったく実行されない可能性があります。また、インターネットは完全に信頼できる伝送媒体ではなく、サービス提供に遅延が生じる可能性があることにもご注意ください。電子取引の潜在的なリスクの詳細については、当社「インターネット取引規程」もご参照ください。

(2) オプション取引のリスク

オプション取引では、逆指値注文などを活用しても、必ずしも損失を回避できるとは限りません。市場の状況によっては、そのような注文を実行できなくなる可能性があります。必要な資金が所定の時間内に提供されない場合、お客様の建玉は清算される可能性があります。お客様は、結果として生じるオプション口座の不足に対して引き続き責任を負います。取引する前にオプション取引を理解し、そのような取引があなた自身の財政状態と投資目的に照らして適切であるかどうかを慎重に検討する必要があります。オプションを取引する場合、お客様は、権利行使及び満期の際の手続き並びに権利行使及び満期の権利と義務についてよく理解している必要があります。

a. リスクの程度

オプションの取引にはリスクが伴います。お客様は、取引を検討しているオプションの種類(プット又はコール)と関連するリスクに精通している必要があります。買方の場合は、建玉が利益を上げるためにオプションの価値がどの程度増加しなければならないかは、支払われたプレミアムとすべての取引コストを考慮して計算する必要があります。買建玉は、反対売買を行うか、権利行使を行うことで決済することができます。権利行使では、買方は原資産の取得又は引渡しを行います。購入したオプションが無価値

で満期となった場合は、支払われたプレミアムと取引コストで構成される損失を被ります。高額のオプションの購入を検討している場合、通常そのようなオプションが利益を上げる可能性は高くないことに注意する必要があります。

売方の場合は、一般的に買方よりも大きなリスクを負います。売方の利益は、プレミアムから取引コストを差し引いた額が上限である一方、損失については理論上の上限がありません。売方は、権利行使を受けたときは、必ずこれに応じなければなりません。また、売方は証拠金の差し入れが必要ですが、相場の変動により証拠金に不足額が発生した場合には、追加で証拠金の差し入れが必要となります。また、市場に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合には、証拠金額の引上げ等の規制措置が取られることがあり、そのため、追加で証拠金の差し入れ等が必要となる場合があります。いずれの場合も、所定の時限までに追加の証拠金が差し入れられない場合、損失を被った状態で売建玉の一部又は全部が決済されることがあります。

b. 契約条件

お客様は、取引している特定のオプションの契約条件及び関連する義務(例えば、オプション、満了日、行使時間の制限に関して、原資産の引渡しを義務付ける、又は引き渡す義務を負う状況)を理解する必要があります。特定の状況下では、未払いの契約仕様（オプションの行使価格を含む）は、基礎となる利息の変更を反映するために取引所又は清算機関等によって変更される場合があります。

c. 取引及び価格関係の停止又は制限

市場の状況（非流動性など）又は特定の市場のルールの運用（価格制限又は「サーキットブレーカー」による契約又は契約月の取引の停止など）は、取引の実施又は建玉の清算/相殺を困難又は不可能にすることにより、損失のリスクを高める可能性があります。オプションを販売している場合、これにより損失のリスクが高まる可能性があります。さらに、原資産の利息とオプションとの間の通常の価格関係は存在しない可能性があります。原資産となる参照価格がないため、「公正」価値を判断することが困難になる可能性があります。

（免責事項）

第 17 条　当社は、以下各号に掲げる事由により、お客様に損害が生じた場合であっても、当該損害について一切の責任を負わないものとします。

(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引の執行、現物の受渡、オプションの権利行使、権利割当て、金銭の授受又は寄託の手続きが遅延し、又は不能となったことにより生じた損害

(2) 執行取引所の開場にもかかわらず国内の休日又は当社の業務時間外のために、当該取引所の取次ぎに応じえないことにより生じた損害

(3) 国内の休日又は当社の業務時間外のために、取次ぎ済の米国株式オプション取引に係る諸通知が遅延したことにより生じた損害

(4) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

(5) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

(6) 当社が米国株式オプション取引に係る取次、執行、清算・決済、保管、情報提供、システム運用その他の関連業務の全部又は一部を委託する外部委託先（取次業者、執行ブローカー、清算機関、清算受託会社、カストディアン、保管機関、米国の証券決済機関、情報

ベンダー、通信事業者、システム提供者等を含むがこれらに限られない。）の事情（障害、処理遅延、業務停止、規則・仕様の変更、取引停止、通信障害、データ不具合、当該外部委託先の判断又は裁量その他一切の事由をいう。）により、注文の受付、取次、執行、権利行使、権利割当て、清算・決済、受渡、証券の移管、金銭の授受、通知の発出若しくは情報の提供が遅延し若しくは不能となり、又は誤りが生じたことにより生じた損害

(7) 当社の設備、システム、通信、事務処理その他当社に起因する事由により、注文の受付、取次、執行、権利行使、権利割当て、清算・決済、受渡、証券の移管、金銭の授受、通知の発出若しくは情報の提供が遅延し若しくは不能となり、又は誤りが生じたことにより生じた損害（ただし、当該損害が当社の故意又は重過失により生じた場合を除く）

（公租公課）

第 18 条　お客様は、本取引に係る公租公課をお客様自身の負担により支払うものとします。

（預託金銭の利息）

第 19 条　当社は、本取引に関し、お客様が当社に預託した資金、本取引により生じた売買差益金その他の本取引に関する金銭に対して、利子その他いかなる名目による対価もお支払いいたしません。

（届出事項の変更届出）

第 20 条　お客様は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、届出印その他の届出事項に変更があったときは、所定の手続きにより遅滞なく当社に届け出るものとします。

（本取引の制限）

第 21 条　お客様が法令諸規則、本約款、当社約款等、その他当社規定・ルール、「米国株式オプション取引口座設定約諾書」の規定に違反したとき又は当社に対する債務の履行を怠ったとき、その他当社が商業的に又は合理的に判断してお客様との取引を継続することが困難と判断する事由が生じた場合は、当社は、直ちにお客様の本取引の取引を制限し又は禁止することができるものとします。

2　当社がお客様の本取引を禁止した場合は、お客様は、直ちに期限の利益を喪失します。

3　前項のほか、お客様が死亡し、又は制限行為能力者と判断された場合、若しくはお客様につき支払いの停止、支払い不能、又は破産手続開始、再生手続開始の申立があり 30 日以内に却下・取下げがされない場合にも期限の利益を喪失するものといたします。

（プロフェッショナル・カスタマー・ルールに基づく取引制限）

第 22 条　お客様は、当社が、米国金融商品取引所の「プロフェッショナル・カスタマー・ルール」（当社が交付する米国株式オプション取引説明書の「【Ⅰ】米国株式オプション取引の仕組みについて」で説明されている「プロフェッショナル・カスタマー・ルール」をいいます。）を遵守する目的のために、お客様の新規建玉注文を受付けない場合があることに予め同意するものとします。

（遅延損害金）

第 23 条　本取引に関し、お客様が当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、当社の定める計算方法により年 14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

（通知の効力）

第 24 条　お客様が当社に届け出た氏名、住所、電話番号又は電子メールアドレスにあて、当社よりなされた本取引に関する諸通知が、お客様の転居、不在その他当社の責めに帰すべからざる事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなして取扱うものとします。

（公的機関等への報告）

第 25 条　国内外の裁判所、監督官庁その他の公的機関並びに国内外の金融商品取引所、その他自主規制機関（以下「公的機関等」といいます。）から開示の命令・要請を受け、又は公的機関等から開示の命令・要請を受けた本取引の取次金融機関（当社が外国の金融商品取引所への本取引の取次ぎを委託した金融機関をいいます。）から開示の要請を受けた場合には、お客様の本取引の内容その他の情報を、取次金融機関を通じて公的機関等に報告する場合があります。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力する義務があります。

2　前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害について、お客様は当社を免責することとします。

（国内非居住者となる場合の取扱い）

第 26 条　お客様が出国し国内非居住者となる場合は、当社の任意でお客様の計算により建玉をすべて決済します。

（約款の変更）

第 27 条　本約款は、法令(外国の法令を含む)の変更、監督官庁の指示・命令その他必要が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

２．米国株式オプション取引口座設定約諾書

私は、貴社から受けた米国株式オプション取引の特徴、制度の仕組み等取引に関する説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において米国株式オプション取引を行います。つきましては、貴社に米国株式オプション取引口座（以下「本口座」といいます。）を設定するに際し、国内の諸法令、その米国株式オプション取引を執行する外国金融商品市場を開設する者（以下「執行取引所」といいます。）及び日本証券業協会の定める諸規則、決定事項及び慣行中、米国株式オプション取引に関連する条項に従うとともに、次の各章各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、本約諾書を差し入れます。

第１章　総 則

（米国株式オプション取引口座による処理）

第１条　私が今後貴社との間において行う米国株式オプション取引において、買付代金、売付代金、オプションの約定価額、買付有価証券、売付有価証券、米国株式オプション取引の決済による損益金、その他授受する金銭はすべて本口座で処理すること。

2　前項の定めにかかわらず、権利割当を受けた際の本口座における金銭が不足し又は原資産が不足する場合、私が貴社に別に開設した外国株式信用取引口座を通じて処理すること。

3　前項による場合、私が別に貴社に差し入れた外国株式信用取引口座設定約諾書に従うこと。

（期限の利益の喪失）

第２条　私が次の各号のいずれかに該当したときは、貴社から通知、催告等がなくても、貴社に対する米国株式オプション取引に係る債務について、当然期限の利益を失い、直ちに弁済すること。

(1)　差押、仮差押、若しくは競売の申立て、又は破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき

(2)　租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押の命令が発送されたとき

(3)　支払を停止したとき

(4)　手形交換所又は電子記録債権法第２条第２項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分があったとき

(5)　外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき

(6)　住所変更の届出を怠るなど私の責に帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき

2　私が次の各号のいずれかに該当したときは、貴社の請求により、貴社に対する米国株式オプション取引に係る債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。

(1)　貴社との米国株式オプション取引に係る債務のいずれかの履行を怠り、又は貴社に対する取引の約定のいずれかに違背したとき

(2)　その他貴社に対し、債務不履行のおそれがあると認められる相当の事由があるとき

3　私が第 1 項各号又は前項各号のいずれかに該当したときは、貴社に対し直ちに書面をもってその旨の報告をすること。

（決済不履行、支払不能又はそれらのおそれがある場合等における転売又は買戻し契約等）

第３条　私が所定の期限までに、私が本口座に関し貴社に預託すべき委託証拠金若しくは約定価格その他の支払うべき金銭を預託せず若しくは支払わないとき又は売付有価証券若しくは買付代金を貴社に交付しない場合に、貴社が任意に、当該米国株式オプション取引を決済するために必要な取引を、私の計算において行うことに異議のないこと。

２　私が前条第１項各号のいずれかに該当したときは、貴社が任意に、私が貴社の本口座を通じて行っている米国株式オプション取引につき、それを決済するために必要な取引を、私の計算において行うことに異議のないこと。

３　私が前条第２項各号のいずれかに該当したときは（ただし、本条第１項に該当する場合を除く。）、貴社の請求により、貴社の指定する期日までに、私が貴社の本口座を通じて行っている米国株式オプション取引につき、私がそれを決済するために必要な取引を貴社に委託して行うことに異議のないこと。

４　前項の期日までに、私が決済のために必要な取引を貴社に委託しないときは、貴社が任意に、私の計算において決済のために必要な取引を行うことに異議のないこと。

５　前各項の取引を行った結果、損失が生じた場合には、貴社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うこと。

６　貴社は、私の決済不履行を防ぐために必要と認められるときは、米国株式オプション取引の執行に関して私に対しあらかじめ当該有価証券の確認又は預託を求めることができること。

（代用有価証券の扱い）

第３条の２　　前条の定めにかかわらず、委託証拠金、約定代金、その他の支払うべき金銭に代えて株式、ETF、投資信託等の有価証券（以下「代用有価証券」という。）を提供する場合の、代用有価証券の種類、評価方法、掛目等の事項は貴社が別に定めてウェブサイトに公表し又はアプリを通じて私に通知すること。

２　貴社が、私の提供した代用有価証券について、オプション関連債務又は信用決済義務、強制決済、オプション取引に関する手数料、利息、その他の債務の履行のために処分すること。

（差引計算）

第４条　期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、貴社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の委託証拠金、預け金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴社は相殺することができること。

２　前項の相殺ができる場合には、貴社は事前の通知及び所定の手続を省略し、私に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできること。

３　前２項によって差引計算する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとして、利率は貴社の定めによるものとすること。

（決済条件の変更）

第５条　私は、貴社に委託する米国株式オプション取引につき、以下の措置が講じられた場合には、それに従うこと。

(1)　執行取引所が、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない理由に基づいて行う米国株式オプション取引に係る決済物件の変更又は受渡決済期日の変更等

(2)　貴社が、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない理由に基づいて行う米国株式オプション取引に係る本約諾書所定の受渡しその他の決済方法の変更等

（経過利子の取扱いの変更）

第 6 条　私は、貴社に委託する米国株式オプション取引につき、執行取引所が受渡決済において、非課税扱いの申告に係る経過利子の取扱いについて課税扱いの指定を行った場合には、その措置に従うこと。

（担保物の処分）

第 7 条　私が本約諾書に基づき貴社に対し差し入れる担保は、すべて本約諾書に基づく私の貴社に対する債務の他、本約諾書に基づく債務の履行を完了した時点における貴社に対するいっさいの債務（有価証券その他の取引に関して発生したものを含む。）を共通に担保すること。

2　私が米国株式オプション取引に関し、本約諾書に基づく私の貴社に対し負担する債務を所定の期限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続によらないで、担保として預託してある有価証券を、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、債務の弁済に充当されても差し支えなく、また前記弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。

（占有物の処分）

第 8 条　私が米国株式オプション取引に関し、貴社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、貴社の占有している私の動産、有価証券等を貴社が処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われても異議のないこと。

（弁済等充当の順序）

第 9 条　債務の弁済又は第 4 条による差引計算の場合、私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、貴社は、貴社が適当と認める順序方法により充当することができること。

（遅延損害金の支払）

第 10 条　　私が米国株式オプション取引に関し、貴社に対する債務の履行を怠ったときは、貴社の請求により、貴社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、貴社の定める率及び計算方法による遅延損害金を支払うこと。

（委託証拠金及び代用有価証券の使用）

第 11 条　　私が米国株式オプション取引に関し、貴社に預託した金銭及び有価証券は、貴社が任意に他の顧客の米国株式オプション取引のために使用しても異議のないこと。

（同種同量の有価証券の返還）

第 12 条　　貴社は、前条の有価証券について、同一の銘柄、数量のものをもって返還することができること。

（債権譲渡等の禁止）

第 13 条　　私が貴社に対して有する米国株式オプション取引に係る債権は、これを他に譲渡又は質入れしないこと。

（委託証拠金の利息その他の対価）

第 14 条　私が米国株式オプション取引に関し、貴社に委託証拠金として預託する金銭又は有価証券及び私の計算に属する金銭又は有価証券には、利息その他の対価をつけないこと。

第２章　取 引

（執行取引所及び執行方法等の指示）

第 15 条　貴社は、私が貴社に米国株式オプション取引の委託をする場合、米国株式オプション取引の種類、執行取引所及び執行方法等については、貴社の応じ得る範囲内で私があらかじめ指示するところにより行うこと。

（注文の執行及び処理）

第 16 条　米国株式オプション取引の約定日は、執行取引所における私の委託に係る米国株式オプション取引の成立を、貴社が確認した日（その日が休業日にあたる場合は、その後の直近の営業日）とすること。

2　貴社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から私の委託に係る発注日時と約定日時とが異なっても異議のないこと。

3　貴社への私の委託は、貴社が定めた時間内に行うこと。

4　貴社は、私の委託に係る米国株式オプション取引の成立を確認したときには、遅滞なく取引報告書等を交付すること。

（金銭の返還）

第 17 条　貴社は、私の米国株式オプション取引について、次の各号に該当する場合において、第 2 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれにも該当しないとき、かつ、私からの金銭の返還請求があったときには、次の各号に定める日以降、遅滞なく金銭を返還すること。ただし、米国株式オプション取引に係る私の債務のうち未履行部分に相当する額の金銭については、この限りでないこと。

(1)　転売による決済を行った場合　当該転売の約定日

(2)　受渡決済を行った場合　執行取引所の定める売買取引最終日の国内応当日の翌営業日

(3)　最終差金決済（米国株式オプション取引について、未決済勘定を転売により決済しなかった場合に、執行取引所等（執行取引所及び貴社から米国株式オプション取引の委託を受ける外国証券業者をいう。以下同じ。）の定めるところにより行われる差金決済のことをいう。以下同じ。）が行われた場合　貴社が最終清算価格を確認した日

(4)　米国株式オプション取引について、権利消滅となった場合　貴社が権利消滅を確認した日

（転売に伴う差金決済）

第 18 条　私は、米国株式オプション取引について私が転売を行った場合において、損失が生じたときは、当該損失に相当する額の金銭を、当該転売に係る約定日から起算して２営業日目の日までの貴社が定める日時までに貴社に支払うこと。

2　貴社は、前項の場合において、利益が生じたときは、当該利益に相当する額の金銭を当該転売又は買戻しに係る約定日から遅滞なく私に支払うこと。

（受渡その他の決済方法）

第 19 条　私は、米国株式オプション取引について、有価証券の売買に係る権利行使を行う場合には、執行取引所において権利行使する日の国内応当日までに、貴社に権利行使に必要な当該有価証券又は受渡代金等を支払うこと。なお、私に対して交付すべき有価証券又は受渡代金は、執行取引所等の定める受渡日の国内応当日から遅滞なく、私にあらかじめ私との間で別途取り決めた受渡方法により交付すること。

2　私は、米国株式オプション取引について、最終差金決済又は権利行使に伴う差金決済が行われた場合において、損失が生じたときは、当該損失に相当する額の金銭を貴社が当該決済に係る清算価格を確認した日から起算して４営業日目の日までの貴社が定める日時までに支払うこと。

3　貴社は、前項の場合において、利益が生じたときは、当該利益に相当する額の金銭を貴社が当該決済に係る清算価格を確認した日から遅滞なく私に支払うこと。

4　米国株式オプション取引の買付けを行った場合、貴社に約定価格を約定日から起算して２営業日目の日までの貴社が定める日時までに支払うこと。

（権利行使等に係る意思確認）

第 20 条　貴社は、私が米国株式オプション取引の権利行使の通知期限までに権利行使の通知を行わなかった場合において、執行取引所の別の定めがあるときには、あらかじめ私の意思を確認のうえ当該定めに従うこと。

2　貴社は、私の米国株式オプション取引の取引最終日が近づいたときは、私に対し、転売若しくは買戻しにより決済を行うか、現物受渡により決済を行うか又はオプション取引の権利行使を行うかを確認すること。

（諸通知）

第 21 条　私は、貴社より次の通知を受けること。

(1)　私の米国株式オプション取引に係る執行取引所の定める重要な取引の内容の変更の通知

2　貴社は、私の米国株式オプション取引に未決済勘定がある場合には、銘柄、取引契約数量及び約定価格等を記載した米国株式オプション取引に関する通知書を毎月交付すること。

（諸料金等）

第 22 条　私は、執行取引所における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の手数料を貴社が定める期日までに支払うこと。

2　私の指示による特別の扱いについては、貴社の要した実費をその都度、支払うこと。

（決済に使用する通貨）

第 23 条　私は、貴社との間の米国株式オプション取引において、買付代金・売付代金・決済その他に使用する通貨は貴社の応じ得る範囲内で私が指定する通貨とすること。

2　前項の規定により私が指定する通貨について他の通貨に換算する必要がある場合には、貴社が定めるレートによること。

（外国通貨による受払い）
第 24 条　米国株式オプション取引に関して私と貴社の間で行われる外国通貨の授受は、原則として私が自己名義で開設する外貨預金勘定と貴社が指定する貴社の名義の外貨預金勘定との間の振替の方法によること。

第３章　雑 則

（届出事項の変更届出）
第 25 条　貴社に届け出た氏名、住所その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちに、書面あるいは貴社が定める方法をもってその旨の届出をすること。

（通知の効力）
第 26 条　私の届出住所あて、貴社によりなされた米国株式オプション取引に関する諸通知が、転居、不在その他私の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとすること。

（契約の解約）
第 27 条　私が第 2 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当したときは、本約諾は解約されること。
2　次の各号のいずれかに該当したとき（前項に該当したときを除く。）は、本約諾は解約されること。
(1) 私が貴社に対し本約諾の解約の申出をしたとき
(2) 私が本約諾書の条項のいずれかに違反し、貴社が本約諾の解約を通告したとき
(3) 私が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、貴社が解約を申し出たとき
(4) 私が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、貴社が解約を申し出たとき
(5) 私が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、貴社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
(6) 第 33 条に定める本約諾書の変更に私が同意しないとき
(7) 前各号のほか、やむを得ない事由により、貴社が私に対し解約の申出をしたとき
3　前 2 項に係る解約時において私の委託に係る米国株式オプション取引の未決済勘定が残存する場合、又は私の貴社に対する本約諾書に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約諾書は効力を有するものとすること。
4　第 1 項及び第 2 項の場合において、本口座に残高があるときの処理については、私の指示に従うこと。
5　第 1 項及び第 2 項の場合において、前項の指示をした場合は、貴社の要した実費をその都度貴社に支払うこと。

（免責事項）
第 28 条　次の各号に掲げる損害については、貴社は免責されること。

(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引の執行、現物の受渡、オプションの権利行使、権利割当て、金銭の授受又は寄託の手続きが遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
(2) 執行取引所の開場にもかかわらず国内の休日又は貴社の業務時間外のために、当該取引所の取次ぎに応じえないことにより生じた損害
(3) 国内の休日又は貴社の業務時間外のために、取次ぎ済の米国株式オプション取引に係る諸通知が遅延したことにより生じた損害
(4) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等貴社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
(5) 貴社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと貴社が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害
(6) 貴社が米国株式オプション取引に係る取次、執行、清算・決済、保管、情報提供、システム運用その他の関連業務の全部又は一部を委託する外部委託先（取次業者、執行ブローカー、清算機関、清算受託会社、カストディアン、保管機関、米国の証券決済機関、情報ベンダー、通信事業者、システム提供者等を含むがこれらに限られない。）の事情（障害、処理遅延、業務停止、規則・仕様の変更、取引停止、通信障害、データ不具合、当該外部委託先の判断又は裁量その他一切の事由をいう。）により、注文の受付、取次、執行、権利行使、権利割当、清算・決済、受渡、証券の移管、金銭の授受、通知の発出若しくは情報の提供が遅延し若しくは不能となり、又は誤りが生じたことにより生じた損害
(7) 貴社の設備、システム、通信、事務処理その他貴社に起因する事由により、注文の受付、取次、執行、権利行使、権利割当、清算・決済、受渡、証券の移管、金銭の授受、通知の発出若しくは情報の提供が遅延し若しくは不能となり、又は誤りが生じたことにより生じた損害（ただし、当該損害が貴社の故意又は重過失により生じた場合を除く）

（準拠法）
第 29 条　本約諾書は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとすること。

（合意管轄）
第 30 条　私と貴社との間の米国株式オプション取引に関する訴訟については、貴社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから貴社が管轄裁判所を指定することができること。

（報告書等の作成及び提出）
第 31 条　私は、貴社が日本国又は執行取引所の存する国の法令諸規則等に基づき要求される場合には、私に係る米国株式オプション取引の内容その他を日本国又は執行取引所の存する国の政府機関、執行取引所等あてに報告することに異議のないこと。この場合、私は、貴社の指示に応じて、当該報告に係る書類の作成に協力すること。
2　前項の規定に基づき行われた報告に係る書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、貴社は免責されること。

（電磁的方法による書面の授受）
第 32 条　貴社は、私との米国株式オプション取引に係る貴社の定める書面の交付及び書面による受領に代えて、金融商品取引法その他関係法令又は日本証券業協会の定める諸規則に則った方法により、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法

その他情報通信の技術を利用する方法により提供すること及び提供を受けることができること。この場合において、貴社は当該書面の交付等を行ったものとみなすこと。

（約諾書の内容の変更）

第 33 条　本約諾書の内容において、貴社から諾否の回答期限を定めて変更の申入れがあった場合であって、私が所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、その変更に同意したものとすること。

以上

３．外国株式信用取引取扱規程

（規程の趣旨）

第 1 条　この外国株式信用取引取扱規程（以下「本規程」といいます。）は、ウィブル証券株式会社（以下「当社」といいます。）における外国株式信用取引に関するサービス（以下において「本サービス」といいます。）のご利用に関するお客様と当社の取り決めです。

2　お客様は、本サービスを利用するにあたって、本規程による他、関係法令諸規則、外国株式信用取引口座約諾書、外国株式信用取引の契約締結前交付書面及び当社各規程等（当社取引ツールや当社ウェブサイトでご案内するもの。）を遵守するものとします。

（法令等の遵守）

第 2 条　本サービスのご利用にあたっては、お客様及び当社は、本規程によるほか法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。

（自己責任の原則）

第 3 条　お客様は、本規程の内容を十分理解し、ご自身の責任と判断において本サービスを利用し、取引を行うものとします。

（サービスの利用）

第 4 条　お客様は、本サービスの内容を十分に理解した場合に限り、インターネット取引を利用して、当社が別途定める本サービスの取引注文（以下「取引注文」といいます。）を行うことができます。

2　お客様は、本サービスにおいて、当社の定める証券情報サービスを利用することができます。

3　本サービスにおいてお客様が利用可能なサービスについては、当社が定める範囲とします。

（外国株式信用取引口座の開設の申込み）

第 5 条　お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に当社で外国株式信用取引口座開設の申し込みを行うことができるものとします。

(1) すでに「証券総合取引約款」に基づく取引口座、外国証券取引口座を開設していること
(2) 未成年でないこと
(3) 外国株式信用取引を行うのにふさわしい一定額以上の金融資産を保有していること
(4) 原則として国内株式信用取引の経験及び外国株式現物取引の経験があること
(5) インターネット取引を利用するにあたり必要な通信機器及びその他のシステムをお客様が保有し、かつ利用可能であること
(6) インターネット取引を利用するにあたり必要なネットワーク回線、通信回線及びその他の通信手段が利用可能であること
(7) お客様固有のメールアドレス及び携帯電話番号（家族を含む他の顧客と重複していないもの）を保有しており、いずれの手段においても常時連絡が可能であること
(8) 外国株式信用取引の制度、仕組み及びリスクを理解し、また、本規程、外国株式信用取引口座設定約諾書等及び外国株式信用取引の契約締結前交付書面の内容を確認したうえで承諾していること
(9) 金融機関（銀行、証券会社、保険会社等）に勤務しておらず、かつ、金融商品取引業・

登録金融機関業務・金融商品仲介業に従事していないこと

(10) 氏名、住所、電話番号、生年月日、職業（勤務先）、電子メールアドレス等、当社の定める事項が正しく登録されていること

(11) 外国株式信用取引に関する事項について、法令に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により交付及び通知することに同意すること

(12) 第 11 条に定める代用有価証券の取扱いについて、包括再担保契約を締結していただけること。なお、本規程の同意をもって包括再担保契約は締結されたものといたします。

2　外国株式信用取引口座の開設にあたっては、当社が、当社の定める基準により外国株式信用取引口座開設の可否を審査し、これを承認した場合に限り、お客様は口座開設できるものとします。なお、審査の結果、お客様が外国株式信用取引口座の開設ができない場合にも、当社はお客様にその理由を開示しないものとします。

（取引の条件）

第 6 条　お客様が、外国株式信用取引を行える商品及び取引の種類並びに取引における注文の方法及び有効期限は、当社が定めるものとします。

（外国株式信用取引による取扱数量）

第 7 条　お客様が、外国株式信用取引により有価証券の買付け及び売付けの取引注文を行える数量は、当社が定めるものとします。

（対象銘柄）

第 8 条　お客様が、外国株式信用取引を行える銘柄は、当社が定めるものとします。

2　金融商品取引所等が売買を規制している銘柄及び当社が自主的に売買を規制している銘柄は、取扱いを制限する場合があります。

（建玉の制限）

第 9 条　外国株式信用取引の注文時における建玉限度額は、次のとおりとします。

(1) 信用デイトレード　80,000 米ドル

(2) 無期限信用　40,000 米ドル

2　新規売り注文を行うために当社がお客様にお貸しできる銘柄及び株数には限度があるため、お客様が希望するタイミングで新規売り注文を行うことができない場合があることに同意するものとします。

3　第 1 項の定めに関わらず、当社は、お客様の取引状況、資産状況その他の諸状況を総合的に判断したうえ、お客様毎に異なる建玉数量、銘柄毎の建玉の上限金額並びに建玉限度額を定めることができるものとします。

（委託保証金）

第 10 条　委託保証金は、外国株式信用取引の注文に先立って、お客様から当社に差し入れるものとします。

2　前項に定める委託保証金は、当社が指定する有価証券（以下「代用有価証券」といいます。）をもって、当社が定める範囲内でこれを代えることができるものとします。

3　代用有価証券の委託保証金への換算（以下「換算率」といいます。）については、当社が定

めるものとします。

（代用有価証券の取扱い）

第 11 条　当社でお預かりする外国株式等（ただし、当社が指定するものに限ります。以下同じ。）は原則としてすべて前条の代用有価証券として差し入れるものとします。

2　外国株式信用取引口座に差し入れられた代用有価証券は、再担保（混同担保）として使用できる代用有価証券の範囲として指定されたものとします。

3　第 1 項に係わらず、次の各号に該当する銘柄については、当該各号に定める日から代用有価証券の換算率を引き下げ又は換算率を 0%に変更する場合があります。

(1) 当社が株価、流動性等の観点から、代用有価証券として不適当と判断した銘柄
…お客様にその旨告知を行った日から 5 営業日目以降の日

(2) 当社での信用取引建玉状況が代用有価証券の預かり状況に照らし著しく偏りが見られるなど当社が代用有価証券として不適切と判断した銘柄
…お客様にその旨通知を行った日から 5 営業日目以降の日

(3) 明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生した銘柄
…お客様にその旨告知を行った日の翌営業日目以降の日

4　換算率が 0%になった銘柄が、代用有価証券として外国株式信用取引口座に差し入れられている場合は、原則として、当社において保護預かり口座へ振替えをします。

（お預かり金及び委託保証金の取扱数量）

第 12 条　お客様がお預かり金及び委託保証金により有価証券の取引注文を行える数量は、当社が定めるものとします。

（委託保証金の率及び最低金額）

第 13 条　委託保証金の率は 50%とし、その最低金額は 30 万円を下らない範囲で当社が定める米ドル額とします。

2　委託保証金が前項の率若しくは金額を下回っている場合は、委託保証金からお預かり金への振替、新規の取引注文は行えないものとします。またこの場合、当社はお客様の取引注文を任意で取消を行うことができるものとします。

3　第 1 項の率及び金額は、制度の変更又は当社の判断により、すべて又は一部の対象銘柄について変更することがあります。

（委託保証金の最低維持率）

第 14 条　委託保証金の最低維持率は 30%とします。

2　委託保証金が前項に定める率を下回った場合は、お客様は当然に期限の利益を喪失し、当社はお客様に通知することなく、お客様の外国株式信用取引口座における全信用建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買することができ、その際の損失や不足金が発生した場合には、お客様の委託保証金又は代用有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

3　前項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。

4　未約定の取引注文が全数約定することにより、第 1 項の委託保証金率を下回ることとなる場合には、当社はお客様の取引注文を、任意で取消を行うことができるものとします。

5　代用有価証券の銘柄と建玉の銘柄に同一銘柄が含まれる場合や、建玉や代用有価証券に特定の銘柄が過度に集中していると当社が判断した場合、又は、当社がお客様との連絡が不可能となった場合、当社は、お客様の取引注文の制限ができるものとします。
6　第 1 項の最低維持率は、制度の変更又は当社の判断により、すべて又は一部の対象銘柄について変更することがあります。

（返済期日）
第 15 条　外国株式信用取引では、原則として返済期日を設定しません。ただし、建玉の銘柄が上場廃止・株式併合・株式交換・株式移転・株式分割・減資等の措置がとられた場合や、やむを得ない事由により株式の調達を継続することが困難な状況となる場合、当社は返済期日を設定できるものとします。
2　お客様が保有する建玉について、当社が返済期日を設定した場合、お客様は返済期日の前営業日のアフター・マーケット終了時間までに反対売買を行うものとします。
3　前項に関わらず､お客様が設定された期日までに反対売買を行わなかった場合には､当社は､返済期日当日に、お客様に通知することなく、当社の任意でお客様の計算において当該建玉の反対売買を行うことができるものとします。
4　お客様が外国株式信用取引の建玉を保有したまま、以下に該当したことを当社が確認した場合は、当社は返済期日に関わらず、お客様に通知することなく、直ちに、お客様の計算において当該建玉の反対売買を行うことができるものとします。
(1) 海外に居住していることが判明した場合
(2) 米国納税義務者、米国籍保有者、米国永住権保有者、米国居住者に該当していることが判明した場合
(3) 当社がお客様と連絡が取れなくなったと判断した場合
(4) お客様が死亡した場合
(5) お客様が判断能力を失ってその回復の見込みがないと当社が認めた場合
5　前二項の反対売買を行った結果、損失や不足金が発生した場合は、お客様は、当社に対して速やかにその額に相当する金銭を入金するものとします。
6　お客様が前項の不足金を解消しない場合、当社は、お客様に通知することなく、お客様の代用有価証券及び建玉をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
7　前項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。

（不足金）
第 16 条　外国株式信用取引の売買等により不足金が発生した場合は、以下の定めによります。
(1) 委託保証金に未使用の部分がある場合は、当該部分の一部又は全部を、お客様に事前に通知することなく自動的に総合口座へ振り替えて不足金を解消します。
(2) 委託保証金の残高がない場合、委託保証金に未使用の部分がない場合又は前号の自動振替を行っても不足金が全て解消されない場合は、お客様は当社に対して所定の期日までに不足金に相当する金銭を入金するものとします。
2　お客様から所定の期日までに不足金の入金がない場合、若しくは所定の期日以前であっても、当社が受渡日までの不足金の入金の可能性が少ないと判断した場合には、当社はお客様に通知することなく、お客様の代用有価証券及び建玉をお客様の計算により任意に処分し、

それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

（新規建て不足）

第 17 条　新規建て注文が約定した際、当該注文時に拘束された金額を超える委託保証金が必要となって委託保証金の不足が発生した場合は、以下の定めによります。

(1) お客様は、当該不足金をお客様の責任において速やかに解消するものとします。

(2) 当該不足金が解消されるまでの間、新規建て注文、委託保証金からの振替及び出金は制限されるものとします。

（債務不履行）

第 18 条　お客様が所定の期日を過ぎても債務を履行しない場合、当社は、お客様の代用有価証券、建玉及びお取引口座の有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、当社は、お客様の取引注文を任意で取消を行うことができるものとします。

2　お客様が債務を履行しない場合、当社は、14.6%の遅延損害金を申し受けることができるものとします。

3　当社のお客様に対する債権について、当社はその回収業務を第三者に委託し、又は、当該債権を第三者に譲渡することができるものとします。

（手数料）

第 19 条　当社は、外国株式信用取引の執行に関して、当社所定の手数料を徴収致します。

（信用取引金利）

第 20 条　外国株式信用取引に関する金利は、当社が定めるものとします。

（信用取引貸株料）

第 21 条　外国株式信用取引に関する貸株料は、当社が定めるものとします。

（外国株式信用取引口座における取引規制）

第 22 条　当社は、お客様の資産の状況、取引状況及び取引銘柄の状況により、外国株式信用取引口座における外国株式現物取引も含めて、当社が定める基準により、お客様の取引を制限することがあります。

（届出事項等の変更）

第 23 条　お客様は、本サービスの利用に係る届出事項に変更が生じた場合は、当社所定の手続きにより遅滞なく当社へ届け出るものとします。この届け出の遅延により生じた損害について当社はその責を負いません。

（信用取引の禁止・停止・閉鎖）

第 24 条　お客様が、関係諸法令、諸規則、本規程、契約締結前交付書面その他当社に対して承諾した各種書面に定める事項に違反した場合、当社は、直ちにお客様の外国株式信用取引の利用の禁止又は外国株式信用取引口座の閉鎖を行うことができるものとします。この際、お客様は、当然に期限の利益を喪失します。

2　お客様が当社所定の様式必要事項を記入の上、外国株式信用取引口座の解約を申し出た場合、外国株式信用取引口座は解除されます。
3　前二項の閉鎖手続きのため、当社は、お客様の取引注文を任意で取消、又は一時的にお客様の取引を制限することができるものとします。

（規程の変更）
第 25 条　　本規程は、国内の法令等の改正、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の改正、米国法令等の改正又はその他当社が必要と認める場合に、改定されることがあります。なお、改定の内容がお客様の権利を制限する又は新たな義務を課すこととなるものであるときは、その改定事項を当社ウェブサイトで掲示する等当社の定める方法によりお知らせします。この場合、お客様において、所定の期日までに異議のお申立てがない場合には、改定をご承諾いただいたものとします。

以上

４．外国株式信用取引口座設定約諾書

私は、外国株式信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において外国株式信用取引を行います。つきましては、貴社に外国株式信用取引口座を設定するに際し、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）その他の法令、日本証券業協会の諸規則及び決定事項並びに慣行中、外国株式信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、日本証券業協会の諸規則において定めるところに従います。

（外国株式信用取引口座による処理）

第 1 条　私が今後貴社との間に行う外国株式信用取引において、借り入れる金銭、買付有価証券、借り入れる有価証券、売付代金、委託保証金、売買の決済による損益金、金利、その他授受する金銭は全てこの外国株式信用取引口座で処理すること。

（委託保証金の差し入れ）

第 2 条　私は、外国株式信用取引を行うに当たって、日本証券業協会の諸規則に基づき貴社が定める委託保証金の額を差し入れるとともに、外国株式信用取引に係る有価証券の相場変動及び過度な取引の状況等により、貴社が必要と判断した場合には、貴社の指示により委託保証金を追加して差し入れること。

（委託保証金の代用有価証券の範囲）

第 3 条　委託保証金の差入れを有価証券をもって代用する場合については、貴社は貴社が応じられる範囲において有価証券を受け入れることに異議のないこと。

（委託保証金の取扱い）

第 4 条　私がこの外国株式信用取引口座を通じて貴社に差し入れた委託保証金は、法令に従い貴社の財産とは分別して管理されること。

2　前項の規定にかかわらず、私が委託保証金として貴社に預託した代用有価証券は、私が別に書面により同意をした場合には、貴社が他に担保に供し又は貸し付けることができること。

3　前項の場合において、貴社は、他に担保に供し又は貸し付けた有価証券に相当する額の金銭又は有価証券を、法令に従い貴社の財産とは分別して管理すること。

（買付有価証券及び売付代金の取扱い）

第 5 条　私がこの外国株式信用取引口座を通じて買い付けた有価証券及び有価証券を売り付けた場合の代金は、貴社が任意にこれを他に貸し付け、担保に供し、他の顧客の外国株式信用取引のため使用し又はその有価証券に基づく権利を貴社が行使することに異議のないこと。

（弁済条件の変更）

第 6 条　貴社が、天災地変、市中金利、為替状況その他経済情勢の想定外の激変、上場廃止その他やむを得ない理由に基づいて、外国株式信用取引に係る弁済条件の変更を行った場合には、その措置に従うこと。

（買付有価証券等につき剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合の処理）

第 7 条　私が外国株式信用取引に関し、貴社に預入れした買付有価証券又は貴社から借り入れた有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、貴社の定める方法により処理されること。

（期限の利益の喪失）

第 8 条　私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社から通知、催告等がなくても貴社に対する外国株式信用取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。

(1) 支払いの停止又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 手形交換所又は電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 2 項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

(3) 私の貴社に対する外国株式信用取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。

(4) 私の貴社に対する外国株式信用取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。

(5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。

(6) 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の住所が不明となったとき。

2　次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社の請求によって貴社に対する外国株式信用取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。

(1) 私の貴社に対する外国株式信用取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。

(2) 私の貴社に対する債務（外国株式信用取引に係る債務を除く。）について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき。

(3) 私が貴社との本約定又はその他一切の取引約定のいずれかに違反したとき。

(4) 前 3 号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

（期限の利益を喪失した場合における外国株式信用取引の処理）

第 9 条　私が前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、私が貴社に設定した外国株式信用取引口座を通じて処理される全ての外国株式信用取引につき、これを決済するために必要な売付契約又は買付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。

2　私が前条第 2 項第 1 号に掲げる債務のうち、外国株式信用取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、日本証券業協会の定める規則により、当該遅滞に係る外国株式信用取引を決済するために必要な売付契約又は買付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。

3　私が前条第 2 項各号のいずれかに該当したときは、貴社の請求により、貴社の指定する日時までに、私が貴社に設定した外国株式信用取引口座を通じて処理される全ての外国株式信用取引を決済するために必要な売付け又は買付けを、貴社に委託して行うこと（前項の規定

により貴社が売付契約又は買付契約を締結する場合を除く。)。

4　前項の日時までに、私が売付け又は買付けの委託を行わないときは、貴社が任意に、私の計算においてそれを決済するために必要な売付契約又は買付契約を締結することに異議のないこと。

5　前各項の売付け又は買付けを行った結果、損失が生じた場合には、貴社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うこと。

（委託保証金等の処分）

第 10 条　私が外国株式信用取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。

①　私が委託保証金として差し入れた代用有価証券

②　その他証券取引に関し、貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）に基づく口座に記録している私の有価証券及びその他の動産

（差引計算）

第 11 条　期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、貴社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の貴社に対する外国株式信用取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴社は相殺することができること。

2　前項の相殺ができる場合には、貴社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、私に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできること。

3　前 2 項によって差引計算する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、外国為替取引を行う場合は貴社の定める適用レートによるものとし、債権債務の利率については貴社の定める利率によるものとし、貴社に対する外国株式信用取引に係る債務その他の債務の遅延損害金の率については、貴社の定める率によるものとする。

（弁済等充当の順序）

第 12 条　債務の弁済又は前条の差引計算を行う場合、私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、貴社が適当と認める順序方法により充当することができること。

（遅延損害金の支払い）

第 13 条　私が外国株式信用取引に関し、貴社に対する債務の履行を怠ったときは、貴社の請求により、貴社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、貴社の定める率による遅延損害金を支払うことに異議のないこと。

（通知金融商品取引業者等に該当した場合の措置）

第 14 条　次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した外国株式信用取引口座を通じて処理される全ての外国株式信用取引（以下「当該外国株式信用取引」と

いう。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け及び買付けを行うことができなくなること。

(1) 貴社が法に定める通知金融商品取引業者に該当し、基金が貴社の顧客分別金信託の受益権を行使したとき。

(2) 貴社が法に定める認定金融商品取引業者に該当し、基金がその公告を行ったとき。

2 前項の場合においては、私と貴社との間における私の当該外国株式信用取引に係る全ての債権（委託保証金返還請求権を除く。）及び債務については、第 1 号に定める額と第 2 号に定める額との差額に相当する金銭の授受により処理されること。この場合において、私が当該差額に相当する金銭を支払うべきときは、当該差額は、私が貴社に差し入れた委託保証金により担保されること。

(1) 当該外国株式信用取引による売付代金に係る債権の額及び当該外国株式信用取引による買付有価証券に相当する価額（アメリカ合衆国の取引所金融商品市場又は店頭市場の終値又は気配相場をいう）並びにその他の当該外国株式信用取引に関する一切の債権（当該外国株式信用取引に係る買付有価証券の引渡請求権及び委託保証金返還請求権を除く。）の額の合計額

(2) 当該外国株式信用取引による買付代金に係る債務の額及び当該外国株式信用取引による売付有価証券に相当する価額（アメリカ合衆国の取引所金融商品市場又は店頭市場の終値又は気配相場をいう）並びにその他の当該外国株式信用取引に関する一切の債務（当該外国株式信用取引に係る売付有価証券の引渡債務を除く。）の額の合計額

（認定等に伴う措置に係る請求）

第 15 条　貴社が通知金融商品取引業者又は認定金融商品取引業者に該当した場合において、前条に定める取扱いその他日本証券業協会の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被ったときであっても、日本証券業協会に対してその損害の賠償を請求しないこと。

（債権譲渡等の禁止）

第 16 条　私が貴社に対して有する債権は、これを他に譲渡又は質入れしないこと。

（委託保証金の利息その他の対価）

第 17 条　私が外国株式信用取引に関し、貴社に委託保証金として差し入れる金銭又は代用有価証券には、利息その他の対価をつけないこと。

（報告）

第 18 条　第 8 条第 1 項各号及び同条第 2 項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直ちにその旨を報告すること。

（届出事項の変更届出）

第 19 条　貴社に届け出た氏名若しくは名称、印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちにその旨の届出をすること。

（報告書等の作成及び提出）

第 20 条　私は、貴社が日本国の法令等又は執行地の法令等に基づき要求される場合には、私

に係る外国株式信用取引の内容その他を、日本国の政府機関等又は執行地の政府機関等宛に報告することに異議のないこと。この場合、私は、貴社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力すること。

2　前項の規定に基づき行われたかかる報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、貴社は免責されること。

（免責事項）

第 21 条　天災地変等の不可抗力その他正当な事由により、私の請求に係る委託保証金等の返還が遅延した場合に生じた損害については、貴社がその責めを負わないこと。

2　前項の事由による委託保証金等の紛失、滅失、毀損等の損害についても貴社はその責めを負わないこと。

3　貴社が、諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については貴社がその責めを負わないこと。

（通知の効力）

第 22 条　私が貴社に届け出た住所又は事務所にあて、貴社によりなされた外国株式信用取引に関する諸通知が、転居、不在その他私の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとすること。

（適用法）

第 23 条　本約定は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとすること。

（合意管轄）

第 24 条　私と貴社との間の外国株式信用取引に関する訴訟については、貴社本店所在地を管轄する裁判所のうちから貴社が管轄裁判所を指定することができること。

（同意等の方法）

第 25 条　貴社は、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第 57 条の 3 に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第 4 条第 2 項に規定する書面の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たものとみなされること。

2　私が、前項の規定による承諾をした後に、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による同意を行わない旨の申出をした場合（私が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。）は、貴社は、前項の規定に基づき電磁的方法により受けることができることとした書面によるべき同意を得ないこと。

3　私は、第 18 条及び第 19 条に規定する報告及び届出を、書面又は電磁的方法のうち貴社が指定するいずれかの方法（私から書面の受入れの請求があった場合又は印章若しくは署名鑑の変更に係るものにあっては、書面とする。）により行うこと。ただし、電磁的方法による場合にあっては、貴社が次に掲げる要件のいずれかを満たすときに限る。

(1) あらかじめ、私に対し、当該報告及び届出を電磁的方法により受け入れる旨並びにその用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、当該報告及び届出を電磁的方法により受け入れることについて、私の書面又は電磁的方法による承諾を得ていること。
(2) あらかじめ、私に対し、当該報告及び届出を電磁的方法により受け入れる旨並びに次に掲げる事項を告知していること。
 a. 電磁的方法の種類及び内容
 b. 貴社に対し、私が書面による当該報告及び届出の受入れを請求することができる旨

（有価証券）
第 26 条　この約諾書において、有価証券とは、法第 2 条第 1 項に規定する有価証券及び同条第 2 項の規定により当該有価証券とみなされる権利をいうこと。

以上